

利 用 上 の 注 意

調査の概要

この調査(指定統計第 67 号)は漁業センサス規則(昭和 38 年農林水産省令第 39 号)に基づき、漁業センサス要綱によって実施されたもので、調査の概要は次のとおりである。

1 調査の目的

漁業センサスは、漁業の基本的生産構造、就業構造及び背景を明らかにするとともに、漁業構造の改善等水産行政諸施策の基礎資料を整備することを目的とする。

2 調査の種類

調査は、海面漁業基本調査、内水面漁業調査及び漁業地区調査とする。(ただし、内水面漁業調査及び漁業地区調査は国の直接調査のため、以下説明及び報告を省略する。)

3 調査期日

昭和 33 年以降 5 年毎の周期調査、近年の調査期日は平成 10 年 11 月 1 日現在

4 調査の機関

農林水産省 - 都道府県 - 市区町村 - 指導員 - 調査員

5 調査の方法

統計調査員による面接調査(一部自計申告)の方法による。

6 調査の範囲

海面に沿う市区町村及び漁業法第 86 条第 1 項の規定により農林水産大臣が指定した市区町村の区域内にある海面漁業に係る漁業経営体及び漁業従事者世帯並びにこれらの市区町村の区域外にある海面漁業に係る漁業経営体であって漁業施策上農林水産大臣が重要と認めるものについて行う。

7 実施市町村（33 市町）

広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、因島市、福山市、大竹市、廿日市市、海田町、坂町、江田島町、音戸町、倉橋町、下蒲刈町、蒲刈町、大野町、宮島町、能美町、沖美町、大柿町、安芸津町、安浦町、川尻町、豊浜町、豊町、大崎町、東野町、木江町、瀬戸田町、向島町、内海町、沼隈町

8 定義及び分類方法

《用語の定義》

(1) 「漁業」とは、水産動植物の採捕又は養殖の事業をいう。

(2) 「海面漁業経営体」とは、調査期日前 1 年間(平成 9 年 11 月 1 日～平成 10 年 10 月 31 日)に利潤又は生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として海面において水産動植物の採捕又は養殖の事業を営んだ世帯又は事業所をいう。ただし、調査期日前 1 年間における漁業の海上作業従事日数が 30 日未満の個人漁業経営体は調査客体としない。

(3) 「漁業従事者世帯」とは、調査期日前 1 年間に生活の資としての賃金報酬を得ることを目的として、漁業経営体に雇われて又は共同経営に出資従事して 30 日以上漁業の海上作業に従事した世帯員のいる世帯をいう。ただし、調査客体となる個人漁業経営体の経営主がいる世帯は、漁業従事者世帯とはしない。

(4) 「漁船」とは過去 1 年間に漁業生産のために使用したすべての船をいう。これには、主船のほかに付属船も含める。

- ・ 使用漁船 経営体の所有、借り入れを問わず、過去 1 年間に自己の漁業生産に使用したもの「もちより」、「あいのり」の場合は、漁船を所有している経営体だけに計上する。なお、漁船登録を受けていても、過去 1 年間漁業生産に使用しなかった船は除く。

- (5) 「漁業地区」とは、市区町村の区域内において、共通の自然的及び社会経済的条件のもとに漁業が行われると認められる地区として農林水産大臣が設定するものをいう。
- (6) 「海上作業従事者」とは、次の者をいう。ただし、真珠の核入れ作業、貝掃除作業、貝のむき身作業、のり・わかめ等の干し作業に従事した者は除く。
- ・ 漁船漁業では漁船の航行、機関の操作、漁労、海上加工等の作業に従事した者。
 - ・ 定置網漁業では、網の張り立て、取り替え、漁船の航行、漁労、その他海上におけるすべての漁労作業及び岡見に従事した者。
 - ・ 地びき網漁業では、漁船の航行、網の打ち回し、その他の海上におけるすべての漁労作業及び陸上の引き子の作業に従事した者。
 - ・ 漁船を使用しない採貝、採藻や潜水して貝等を探る作業に従事した者。
 - ・ 海面養殖では、漁場の往復、いかだ・ひび・網等の養殖施設の張り立て、取り外し、採苗、海上見廻り、収穫物の採取等の全ての海上における作業に従事した者。また、魚類養殖、くるまえび養殖等における陸上養殖施設での作業に従事した者。
- (7) 「最盛期の海上作業従事者数」とは、過去1年間に営んだすべての海面作業を通じて、最も多くの人が海上作業に従事した時期の海上作業従事者数をいう。
- (8) 「漁業従事日数」とは、過去1年間の漁業経営体の漁業従事日数をいい、海上作業と陸上作業の両方の従事日数を含める。ただし、同一経営体の保有する漁船が1日のうち何隻出漁しても、また何回入港しても1日とする。夕刻出漁し、翌朝寄港した場合も1日とする。なお、遊魚案内のみに従事した日数は、ここに含めない。
- (9) 「普通世帯」とは、一般家庭のように住居と生計を共にしている人々の集まり若しくは1人で1戸をかまえている漁業従事者世帯をいう。
- (10) 「準世帯」とは、1人世帯で一般家庭若しくは下宿などに住んでいる人の世帯又は単身者用の寄宿舎、独身寮などに住んでいる漁業従事者世帯をいう。
- (11) 「漁獲金額」とは、過去1年間の漁獲物の販売金額をいう。
- (12) 「漁業世帯」とは、個人経営体及び漁業従事者世帯を総称したものという。
- (13) 「漁業就業者」とは、漁業世帯の世帯員のうち、満15歳以上で過去1年間に自営漁業又は漁業雇われの海上作業に年間30日以上従事した者をいう。

《分類方法》

経営体階層区分の決定

経営体階層区分とは、経営体が「過去1年間に営んだ漁業種類」又は「過去1年間に使用した漁船」によって行う。

- (1) 「過去1年間に営んだ漁業種類のうち販売金額1位の漁業種類」が次表の漁業種類である経営体は、漁船使用の有無にかかわらず、次表により階層を決定する。

過去1年間に営んだ漁業種類のうち販売金額 1位の漁業種類	経営体階層
大型定置網	大型定置網
小型定置網	小型定置網
地びき網	地びき網
のり養殖	のり養殖

か き 養 殖	か き 養 殖
真 珠 養 殖	真 珠 養 殖
真 珠 母 貝 養 殖	真 珠 母 貝 養 殖
わかめ(類)養殖	わかめ(類)養殖
ぶり(はまち)養殖	ぶり(はまち)養殖
たいい類養殖	たいい類養殖
その他の養殖	その他の養殖

(2) 上記以外の経営体は、次表の「過去1年間の使用漁船の種類及びトン数」により階層を決定する。

過去1年間の使用漁船の種類及びトン数	経営体階層
漁船を全く使用しなかったもの	漁船非使用
無動力船のみを使用したもの	無動力
使用した動力船の合計トン数が1トン未満のもの 及び動力船は使用しないが船外機付船を使用したもの	動力1トン未満
使用した動力船の合計トン数が 1トン以上3トン未満	" 1 ~ 3 ト△
3" 5"	" 3 ~ 5 トン
5" 10"	" 5 ~ 10 トン
10" 20"	" 10 ~ 20 トン
20" 30"	" 20 ~ 30 トン
30" 50"	" 30 ~ 50 トン

注) 船外機付船だけを使用した経営体は、トン数の大きさに関係なくすべて動力1トン未満階層とする。

9 その他

- (1) この速報の数値は概数であり、後日公表される農林水産省の数値を確定数値とする。
- (2) 構成比(%)は四捨五入のため、内訳の合計が100%にならない場合がある。
- (3) 表中の記号は、次のとおりとする。
 - 「-」該当数値のないもの
 - 「...」数値不詳のもの
 - 「0.0」数値が単位未満のもの
 - 「△」数値がマイナスのもの
 - 「X」統計法第14条の規定により数値を秘匿したもの